

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

住所・所在地

氏名・団体名

代表者(団体の場合)

(署名または記名押印)

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する子ども・子育て支援法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことに関する誓約書

子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第54条の3において準用する第52条第2項に規定する申請をすることができない下記の者に該当しないことを誓約します。

記

- 1 法第45条第5項の規定に違反したと認められた者
- 2 乳児等通園支援事業の認可基準に従って乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な乳児等通園支援事業の運営をすることができなくなったと当該乳児等通園支援事業に係る認可等を行った鹿児島市長が認めた者
- 3 鹿児島市乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例に従って乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定乳児等通園支援事業の運営をすることができなくなった者
- 4 乳児等支援給付費又は特例乳児等支援給付費の請求に関し不正があった者
- 5 法第54条の3において準用する第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をした者。
- 6 法第54条の3において準用する第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（ただし、当該特定乳児等通園支援事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定乳児等通園支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く）
- 7 不正の手段により法第54条の2第1項の確認を受けたとき。
- 8 前各号に掲げる場合のほか、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反した者
- 9 前各号に掲げる場合のほか、乳児等通園支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- 10 法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に乳児等通園支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 11 法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に乳児等通園支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者

以上